

# 【外来患者様へのお知らせ】

5月8日以降「新型コロナウイルス感染症に係る  
診療報酬上の取り扱い」が変更になります

《コロナ検査料・コロナ医療費に係る公費負担》

- コロナに係る検査料
- コロナ陽性患者様へのコロナに係る医療費



公費負担は**令和5年5月7日**で終了

(5月8日以降はコロナ治療薬を除き、すべて自己負担となります)

※下記コロナ治療薬を処方した場合、治療薬分のみ**令和5年9月30日**まで公費負担となります。

薬剤料が公費負担となるコロナ治療薬

ラゲブリオ、パキロビッド、ゾコーバ、ベクルリー、ゼビュディ、ロナプリーブ、エバシエルド